

指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第23号

平成29年7月11日発行

今号では、平成29年6月17日(土)塩谷中学校アリーナにおいて、約320名の方が参加した、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会定期総会終了後に開催されました、大槻憲四郎東北大学名誉教授による詳細調査候補地の現地踏査を踏まえた結果報告会について、お知らせします。

大槻憲四郎 東北大学名誉教授



大槻先生は、地質学の専門の有識者で、本町と同じく最終処分場詳細調査候補地問題を抱える宮城県の3ヶ所(栗原市、大和町、加美町)の詳細調査候補地を調査しており、そのうちのひとつである加美町側に立ち、数回にわたり、国の有識者と公開討論

会を繰り広げた経歴をお持ちです。その公開討論会の場で、環境省の幹部から『国が責任を持って指定廃棄物を早期に施設整備を進めていくために、安全性だけではなく、**物事を行政として、どういふふうに進めていくかという観点から、候補地を選定した。**』との驚愕の発言を導き出した本人です。

その時の国の有識者は、平成27年9月の関東・東北豪雨の影響で、本町の候補地が冠水した被害状況を見た際に、『盛り土や護岸工事など土木工学的な対策を適切に行えば、十分に建設できる。』と発言した国の指定廃棄物処分等有識者会議の委員である谷和夫 東京海洋大教授でした。

候補地の現地踏査に 至った経緯

先生は、宮城県加美町側の有識者として活動しており、本町と加美町の間にも交流があったことから、先生とは、以前から面識がありました。そのようなことから、去る3月18日(土)、

先生が本町の候補地を訪れ、数時間程度、視察されました。

その際、先生より、「中途半端が大嫌いなので、是非、候補地周辺を含め、2〜3日かけて、下流から上流までの地質や土石流痕を確認してみたい。」との申し出がありました。

現地踏査は、4月12日(水)〜14日(金)の3日間、候補地及びその周辺の地質や土石流痕などについて調査しました。

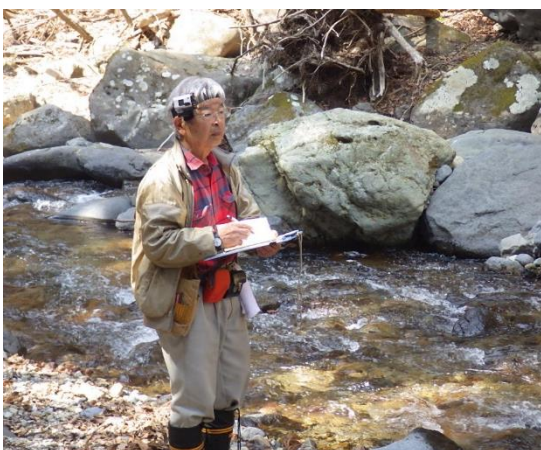
東古屋区の東古屋橋から約100m上流付近から沢に入り、候補地を通過し、高原山の頂に近い沢の源流付近までの約9〜10kmをつぶさに歩きました。

現地踏査の状況

先生の調査方法は、事前に入手した地図と見比べながら、地質や土石流の状況を確認し、川の蛇行地点や急傾斜地等を地図上に書き込みながら調査するものでした。また、頭に小型のカメラを取り付け、辺りの風景や様子を解説しながら撮影し、ノートにメモをしていました。

先生は、今回の調査にあたって、事前に地図や地質図を調べ、この辺りの地形や地質がどのようなものかをあらかじめ想定し、それを再確認するような形で行われました。

さらに、東古屋地区の長老宅を訪ね、西荒川ダムが建設される以前の河床の状況、自然災害の状況、住宅の移転等について尋ねていました。



結果報告会(講演会)

「環境省による間違いだらけの候補地選定手法」特に土石流の『危険区域・危険溪流』に関

して〜」と題して、約1時間20分ほど講演をいただきました。講演の中で、先生は、主に次の2つの問題点について指摘しました。

1. スクリーニング・パラメータの不適切性

候補地を絞り込むためのパラメータは全24個あり、その中で、安全上効果的な主要パラメータは、地すべり地形箇所、勾配30度以上の傾斜地、洪水浸水区域の3つだけ。地盤そのものを評価するパラメータに至ってはゼロであり、この評価で安全性が担保されるわけではない。

※パラメータとは、選定を行う際の指摘事項のことです。

2. 土石流危険区域の吟味

土石流発生のおきかけとなるパラメータは、上流の勾配、斜面崩壊及び河床堆積物であるが、現地踏査した結果、それらの発生条件すべてを満たしており、候補地の上流には、勾配が15度以上

の場所があり、引き金となる斜面崩壊の痕跡が20箇所ほどあった。

また、河川の底には、土砂の堆積物が溜まっており、土石流が発生する可能性があり、危険渓流にあたるのに、なぜ、あの場所を選んだのか疑問である。

土石流危険渓流・土石流危険区域は、人家・公共施設に土砂災害がおよぶ恐れがある場合に認定される。候補地が土石流危険渓流・土石流危険区域などに認定されていないのは、1968年に西荒川ダムが完成し、ダム上流の人家は、高台に移転しているからだ。

また、本来であれば、公共施設等の建設予定地についても、土石流危険渓流等の指定をしなければならぬことになっており、候補地として選定を行う場合には、土石流発生の可能性を改めて吟味しなければならぬはずだ。環境省はこれを行わず、そのまま用いるという誤りを犯している。

その他にも…

配付された資料の中では、**用地確保の容易さから、候補地を国有地、県有地に限定してしまっただ点を問題視し、その多くは山岳地帯であったため、「川上ではなく川下」**、「風上ではなく風下」の原則に反することになったと指摘しました。

さらに、候補地と水源の近接状況についても、距離のみで評価し、水源の上流か、下流かという重要な点が全く考慮されていない点も問題であるとしました。

講演の最後には、「環境省と議論する機会があったら、是非、呼んでください。」という心強いお言葉がありました。



【候補地及び周辺（下流・上流）の斜面崩壊、^{きよれき}巨礫、河川による浸食痕】